

2019年4月吉日

お客様各位

秋田信用金庫

改元に伴う手形・小切手の取扱いについて

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

2019年5月1日の新天皇陛下ご即位ならびに改元に伴う手形・小切手の取扱いにつきまして、下記の点にご注意いただきますようお願い申し上げます。

1. 改元までの取扱い（2019年4月30日まで）

改元以降の日付を約束手形・為替手形の支払期日とする場合は、「平成」表記でも新元号「令和」表記に訂正していただいても構いません。元号部分の訂正印は不要です。

『例』 支払期日が2019年5月31日の手形を振り出す場合。

令和

~~平成~~1年5月31日 もしくは 平成31年5月31日

2. 改元後の取扱い（2019年5月1日から）

5月の改元後も、「平成」表記の手形・小切手はそのままご使用いただけます。

ただし、ご使用にあたっては、お手数ですが、元号部分を下記のとおり訂正いただきますようお願いいたします。元号部分の訂正印は不要です。

『例①』 令和

~~平成~~1年5月7日

『例②』 令和

平成元年5月7日

3. 新元号表記の手形・小切手帳の交付について

新元号の公表後、新元号表記の手形・小切手帳の作成を行っております。大変恐れ入りますが、ご用意ができるまで、しばらくお待ち願います。

※ご不明な点がある場合は、当金庫営業窓口までお申し付けください。